

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年3月30日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

## 第1 監査の範囲

平成27、28年度における財務に関する事務及びその他の事務

## 第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

	対 象 等	期 間
中 期	市民生活部 松代支所 更北支所 古里支所 大岡支所 芹田支所 信州新町支所 こども未来部 象山保育園 寺尾保育園 真島保育園 教育委員会 古里公民館 松代公民館 大岡公民館 裾花小学校 古里小学校 安茂里小学校 松代小学校 清野小学校 西条小学校 寺尾小学校 真島小学校 更北中学校 広徳中学校	平成28年8月26日から 平成29年3月22日まで
	総務部 庶務課 職員課 職員研修所 情報政策課 危機管理防災課 行政管理課 第一庁舎・長野市芸術館建設事務局 保健福祉部 福祉政策課 生活支援課 高齢者福祉課 介護保険課 障害福祉課 医療事業課（信更診療所 戸隠診療所 鬼無里診療所 大岡診療所 中条診療所 鬼無里歯科診療所 大岡歯科診療所） 国民健康保険課 建設部 監理課 道路課 河川課 維持課 住宅課 建築課 建築指導課 公平委員会事務局	平成28年9月28日から 平成29年3月22日まで

対 象 等		期 間
後 期	長野市保健所 総務課 健康課（豊野保健センター 戸隠保健センター 鬼無里保健センター 大岡保健センター） 食品生活衛生課 環境衛生試験所 こども未来部 こども政策課 マリッジサポート課 子育て支援課 保育・幼稚園課 環境部 環境政策課 廃棄物対策課 生活環境課 清掃センター 衛生センター 会計局 会計課 検査課 上下水道局 総務課 営業課 水道整備課 水道維持課 浄水課 下水道整備課 下水道施設課	平成28年12月19日から 平成29年3月22日まで

### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とした。

財務に関する事務の執行については、特に重点項目として「現金の取扱い及び調定事務について」「年度末(前年度1月～3月)の契約の履行及び検査事務について」を定めて監査を実施するとともに、現金の取扱い及び備品の管理状況について、抽出による実地監査を行った。

また、行政監査の視点での監査として、「社会福祉法人等に対する指導監査事務」をテーマとし、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

- ・ 監査の実施状況（実施頻度、実施体制等）は適切か
- ・ 監査結果の通知、結果通知に基づく改善状況の確認は適切に行われているか

## 第4 監査の結果

### [ 財務に関する事務の執行について ]

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

#### 1 重点項目

##### (1) 調定事務を適時に行うべきもの

ア 行政財産使用料について、歳入調定の手続きが遅滞していた事例があった。

長野市市有財産条例によると、使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収するとされている。

条例に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【庶務課 信州新町支所 衛生センター】

イ 診療所医師住宅貸付料について、長野市国民健康保険診療所に係る医師住宅管理要領で定めている納付日を過ぎてから調定し納付書を発行していた。

要領に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【医療事業課】

ウ 自動販売機設置に伴う市有財産賃貸借料について、契約書で定めている支払日を過ぎてから調定し納付書を発行していた。

契約書に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【大岡支所】

エ 災害援護資金貸付金償還金の元金及び利子について、歳入調定の手続きがされていない事例があった。

適正な調定事務を行われたい。

【福祉政策課】

オ 高齢者生活福祉センター等入居者負担金、配食サービス利用料及び生きがいデイサービス利用料について、歳入調定の手続きが遅滞していた事例があった。

調定誤りや調定漏れ防止のため、適正な調定事務を行われたい。

【高齢者福祉課】

## (2) 確認検査を適正に行うべきもの

契約書では、業務が完了したときには実績報告書を提出し、検査を受けなければならないとされているが、実績報告書が提出されないまま検査を行っていた。

契約書に基づき、適正な検査を行われたい。

【子育て支援課】

## 2 収入事務

### (1) 徴収事務を適正に行うべきもの

ア 行政財産の使用料は、長野市市有財産条例に基づいて算定方法が定められているが、算定の根拠となる固定資産評価額の錯誤により、誤った金額を徴収していた事例があった。

条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【維持課】

イ 自動販売機の設置に係る電気料については、契約書に基づき算定しているが、電気料金単価の錯誤により、誤った金額を徴収していた。

契約書に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【大岡支所】

ウ 行政財産使用料については、市長が特別な理由があると認める時には納期限を設定し納付させることができるが、発行された納付書に、納期限が設定されていなかった。

また、行政財産使用に係る光熱水費負担金、養護老人ホーム入所者負担金について、発行された納付書等に納期限が設定されていなかった。

納付書には納期限を設定し、適切な徴収事務に努められたい。

【庶務課 高齢者福祉課】

### (2) 過誤納金の取扱いを適正に行うべきもの

診療所において患者が支払った診療収入の過誤納分について、次回の診療収入と相殺して調整していた。

還付金は、戻出命令により適正に処理されたい。

【医療事業課】

### (3) 債権管理を適正に行うべきもの

ア 児童扶養手当返納金について、長野市財務規則第185条第1項に規定された履行延期の特約等をする場合に必要となる担保の提供等の手続きが行われていなかった。

また、生活保護法に基づく返還金について、同規則第186条で規定された履行延期の特約等をする場合の延長に係る履行期限を越えて承認していた事例があった。

法令等に基づき、適正な債権管理を徹底されたい。

【生活支援課 子育て支援課】

イ 災害援護資金貸付金償還金及び道路占用料について、納付の意思を示しているものの一括納付が難しい場合、分割納付を認めているが、債務者から納付誓約書を徴取していない事例があった。

納付誓約は債務の承認であり時効が中断されるが、誓約書がないものは、法的効果に疑問が生じるので、適切に誓約書を徴取されたい。

【福祉政策課 監理課】

ウ 国民健康保険資格喪失に伴う医療費返納金、児童扶養手当返納金及び保育料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴取していなかった。また、下水道使用料、し尿処理手数料及び保育所利用者負担金については延滞金を徴取していなかった。

法令等に基づき、適正に徴収されたい。

【国民健康保険課 子育て支援課 保育・幼稚園課 生活環境課 営業課】

エ 生活保護費返還金について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴取していなかった。

また、平成25年度包括外部監査での指摘に対し、同条例第6条による減免規定を整備するとされていたが、整備されていなかった。

条例に基づき、債権管理を適正に行われたい。

【生活支援課】

オ 児童扶養手当返納金について、督促をしていない事例、履行延期を承認し分割納付となった者に納付書を送付していない事例があった。事務の引継ぎが不十分であったと考えられることから、人事異動や担当替えによる事務の引継ぎは、遺漏のないよう確実に行われたい。

【子育て支援課】

カ 母子父子寡婦福祉資金については、貸付事務取扱要領等で償還金に滞納があった場合の償還指導に係る事務手続きについて定めているが、連帯保証人への催告や一斉催告等、要領等に沿った滞納整理事務が行われていなかった。

また、滞納整理記録に日付の記載がないものがあった。

滞納に関する経過状況の記録を整備し、要領等に基づいた債権管理を適正に行われたい。

なお、連帯保証人に資力がない場合は、連帯保証人を変更をされたい。

【子育て支援課】

#### (4) 領収書(控)の保管を適切に行うべきもの

収納金を受領した際に発行した領収書の控えについて、収納日ごとに整理されていなかった。  
領収書(控)を保管することは、日計表等との突合を行い、正確に集計する上で必要であるとともに、証拠書類として非常に重要であるので、紛失等がないよう適切に保管されたい。

【信州新町支所】

#### (5) 適切な科目で歳入すべきもの

PHS等の基地局敷地使用料については、(款)使用料及び手数料で徴収すべきところ、(款)財産収入としていた。  
適切な収入科目で処理されたい。

【大岡支所】

### 3 支出事務

#### (1) 時間外勤務手当の事務を適正に行うべきもの

ア 週休日の勤務により指定した振替日に勤務した際の時間外勤務手当を支給していなかった。  
また、勤務実績の入力漏れによる支給不足があった。

【職員課 国民健康保険課 上下水道局総務課】

イ 週休日に半日勤務し、振替日に勤務した際の時間外手当振替分について、3.5時間(13時45分～17時15分)とすべきところ、4.25時間(13時～17時15分)で算定したため過払いとなっていた。

【保育・幼稚園課 環境政策課 会計課 上下水道局総務課】

適正な事務処理を徹底されたい。

#### (2) 支出事務を適正に行うべきもの

ア 建物賃貸借料の支払いについて、契約書では毎月末日までに支払うと規定されていたが、期日を過ぎて支払っているものがあった。  
契約書に基づき、適正な支出事務をされたい。

【庶務課】

イ 福祉医療費資金貸付金について、長野市福祉医療費資金貸付要綱第8では貸付申込書を受理した日から14日以内に資金を借受人に支払うとされているが、14日を越えて支払っていた。  
要綱に基づき、適正な支出事務をされたい。

【福祉政策課】

**(3) 立替払について改善すべきもの**

市立衛生研究所・衛生試験所連絡協議会総会参加費の支払いにおいて、職員が立替払を行っていた。

資金前渡による適切な事務処理をされたい。

【環境衛生試験所】

**(4) 補助金の交付申請に必要な書類について検討すべきもの**

生ごみ自家処理機の購入費補助金について、申請に必要な書類は生ごみ自家処理機の購入に係る領収書の写しとされているが、別人が申請する等不正に申請されるリスクが想定されるため、不正申請が起らないよう、領収書原本の添付など交付申請に必要な書類について検討されたい。

【生活環境課】

**(5) 適切な科目から支出すべきもの**

福祉医療費資金貸付金の償還に公金振替で充当する福祉医療費給付金について、(節) 扶助費からでなく(節) 貸付金から支出されていた。

適切な支出科目で処理されたい。

【福祉政策課】

**(6) 郵便切手等の管理を適正に行うべきもの**

所属で使用する郵便切手等について、受払簿が一部作成されていない事例、保管枚数と受払簿が一致していない事例が見受けられた。

郵便切手等は、金券であるので、受払簿を作成し適正な在庫管理をされたい。

【信州新町支所 健康課 保育・幼稚園課】

**4 契約事務**

**(1) 契約締結事務を適正に行うべきもの**

ア 業務委託契約において、4月1日を過ぎてから入札を行っているが、入札書や契約書の日付を4月1日に遡っていた事例、業者選定した事業者と見積書を徴取した事業者が相違していた事例があった。

【生活支援課 国民健康保険課】

イ 道路陥没緊急処理業務委託について、執行伺の決裁前に事業者へ業務発注されていた。

【維持課】

適正な契約事務に努められたい。



ウ 足拭きマット等賃貸借契約について、指名競争入札に当たり、3人の指名としていたが、長野市契約規則第26条では、指名競争入札に付そうとするときは、原則として5人以上指名するものとされている。

規則に基づき、適正な事務執行をされたい。

【庶務課】

エ 廃蛍光管処分委託について、履行可能な事業者が複数あるが、一者を除いては指名事業者選定より前に入札辞退の連絡があったという理由で一者随意契約としていた。

適正な契約事務に努められたい。

【清掃センター】

オ 飯綱浄水場ろ過水残留塩素計点検業務委託について、特殊機器のため他の事業者では履行不可能という理由で一者随意契約をしていたが、履行可能な事業者が他にもあることが確認された。

競争性を持たせ、適正な契約事務に努められたい。

【水道維持課】

カ 長野市契約規則第28条では、随意契約の相手方は、特別な場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから定めなければならないとされているが、例外として、長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第12第2項に該当する場合は有資格者名簿によらないで契約の相手方を選定することができることとされている。

大岡支所・大岡基幹集落センター、戸隠支所前公衆トイレ、松代公民館清野分館外2分館及び大岡公民館の清掃業務委託契約において、同要綱の規定に該当しないにもかかわらず、有資格者名簿に登載のない者を選定し、契約していた。

規則等に基づき、適正な契約事務をされたい。

【大岡支所 衛生センター 松代公民館 大岡公民館】

キ 庁用車及び除雪車の賃借料について、前金払で契約し、また支払いが行われていた事例があった。前金払をすることができるものは、地方自治法施行令第163条及び長野市財務規則第66条に掲げられた経費とされており、これには該当しないものであった。

法令等に基づき、適正な事務執行をされたい。

【更北支所 保健所総務課】

ク 受益者負担金収納システム処理業務委託について、業務完了後に数量が確定するが、見込み処理件数から算出した総額で契約していた。

年度により処理件数が変動するものについては、処理件数に基づき支払いがなされる単価契約の方法を検討されたい。

【営業課】

## (2) 物品購入契約を適切に行うべきもの

年度末の消耗品の購入において、担当課での直接購入とするため、予定価格が1万円未満になるよう、同種の物品を同日に同一業者から分割して購入していた事例、同一日に複数の業者から異なる金額で購入していた事例、数日間に複数の事業者から購入した結果前回より高い金額で購入していた事例があった。

物品の購入に当たっては、一括購入できるものはまとめて発注するなど計画的な購入に努め、分割発注による1人の者からの見積書の徴取による随意契約を避け、競争原理が働くよう契約事務を適切に行われたい。

【食品生活衛生課 廃棄物対策課 清掃センター】

## 5 財産管理事務

### (1) 行政財産使用許可事務を適正に行うべきもの

第一庁舎に係る行政財産使用許可について、平成28年1月から3月までの間、使用許可申請書が提出されないまま使用させ、使用料の徴収も28年度に行われていた事例があった。

長野市財務規則では、行政財産の使用に当たっては、使用許可申請書を提出させ、市長は使用許可書を交付するものとされている。

条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

【庶務課】

### (2) 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの

母子休養ホームの使用に当たっては、母子休養ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第3条に規定する使用申請書が提出されていなかった。

規則に基づき、使用許可事務を適正に行われたい。

【子育て支援課】

### (3) 物品等の管理を適正に行うべきもの

重要物品等について、長野市財務規則に規定されている不用決定の決裁及び備品使用簿(備品台帳)の取消手続きがされないまま廃棄されている事例があった。

長野市財務規則及び長野市会計事務の手引に基づき適正に管理されたい。

また、課長等は、会計年度末に行う重要物品等の現在高調査を確実に実施されたい。

【医療事業課 維持課】

## 6 その他の事務

### (1) 委託業務の指示監督を適切に行うべきもの

結婚支援事業業務委託において、仕様書では結婚支援専用ホームページの開設及び運営を業務内容としているが、ウェブサイトに掲載するとされている内容が掲載されていない、受講者募集に関する情報が更新されていないなど、仕様書に沿った業務が行われていなかった。

仕様書通りの業務となるよう、委託事業者に対する指示監督を適切に行われたい。

【マリッジサポート課】

### (2) 法外援護旅費の取扱を明確にすべきもの

法外援護旅費については、赤い羽根共同募金配分金を原資に、長野市社会福祉協議会から毎年度現金を受領し支給している。

法外援護旅費の支給については条例等の明確な規定がなく、また市が業務を行う根拠も不明確なことから、長野市社会福祉協議会との間での事業の位置づけを明確にし、適切な事務を行われたい。

【生活支援課】

### (3) 各種団体の出納事務を適正に行うべきもの

ア 職員による立替払があった。

適正な事務処理を徹底されたい。

【環境政策課 道路課】

イ 収入伺の起案日が領収書発行日と一致しない事例、相手方の受領を証する書類に日付の記載がない事例が散見された。

また、支出証拠書類が添付されていない事例、精算戻入処理をしないまま戻入すべき現金を次の支出に当てていた事例があった。

チェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底されたい。

【食品生活衛生課】

[ 行政監査の視点での監査について ]

福祉政策課福祉監査室が行う社会福祉法人等に対する指導監査事務については、社会福祉法人等の適正な運営確保と福祉サービスを必要とする利用者が安心して適正なサービスを受けることができるよう、社会福祉法等に基づき実施されている。平成25年度から27年度までの実施状況は次のとおりである。

福祉監査室が実施した社会福祉法人等に対する指導監査の状況

平成27年度

区 分	所管数	実施数	指摘監査結果		
			文書指摘した法人数	文書指摘数	
社会福祉法人	62	34	34	182	
社会福祉施設等	保護施設	2	1	5	
	社会事業授産施設	3	1	1	
	老人福祉施設	47	47	26	98
	障害者支援施設	4	4	2	10
	保育所	41	41	36	125
	幼保連携型認定こども園	6	0	0	0
計	103	94	66	239	
合 計	165	128	100	421	

平成26年度

区 分	所管数	実施数	指摘監査結果		
			文書指摘した法人数	文書指摘数	
社会福祉法人	62	33	33	133	
社会福祉施設等	保護施設	2	1	10	
	社会事業授産施設	3	2	0	
	老人福祉施設	47	47	20	64
	障害者支援施設	5	5	0	0
	保育所	44	44	38	168
	計	101	99	59	242
合 計	163	132	92	375	

平成25年度

区 分	所管数	実施数	指摘監査結果		
			文書指摘した法人数	文書指摘数	
社会福祉法人	61	33	27	93	
社会福祉施設等	保護施設	2	1	4	
	社会事業授産施設	3	1	0	
	老人福祉施設	41	41	21	58
	障害者支援施設	5	5	2	9
	保育所	42	42	26	73
計	93	90	50	144	
合 計	154	123	77	237	

- ※・社会福祉法人、保護施設及び社会事業授産施設は2年に1回実施
- ・老人福祉施設及び障害者支援施設は毎年実施  
(ただし、2年に1回は書面監査のみ)
- ・保育所及び幼保連携型認定こども園は毎年実施

社会福祉法人等に対する指導監査事務の事務手続きは、おおむね適正に執行されていた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意及び改善を促したので省略した。

第5 意見

[ 財務に関する事務の執行について ]

(1) 現金の取扱い及び調定事務について (重点項目)

平成25年度から重点項目としているが、調定事務が遅滞している事例は毎年指摘事項となっており、今年度も使用料、手数料等において、調定漏れや事務が遅滞していた事例が散見された。調定誤りや調定漏れを防止するため、調定事務を適時、適正に行われるよう徹底するとともに、チェック体制も強化されたい。

現金の取扱いについては、現金収納から金融機関への入金までの事務処理を確認したところ、おおむね適正に行われていた。引き続き収納金の取扱いを適正に行うとともに、複数人での確認を行うなど不正防止体制の強化に努めるとともに、現金の保管には十分注意を払われたい。

## (2) 年度末の契約の履行及び検査事務について（重点項目）

年度末は契約の履行期限となるものが多く、履行の確認、検査事務が集中する時期となる。今回監査対象としたものについては、おおむね適正に実施されていたが、一部に実績報告書が提出されないまま検査を行っていた事例があった。

今後も、契約書や仕様書等に基づいて適正に履行されたかどうか、成果物をはじめ実績報告書等により十分確認し、形式的な確認検査とならないよう、契約の履行確認及び検査を確実に実施されたい。

## (3) 債権管理について

債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。

- ① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料（非強制徴収公債権）及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額（債権額が費用を下回る）のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。

また、下水道使用料、保育料等（強制徴収公債権）については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。

- ② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われぬまま不納欠損とすることがないよう注意されたい。
- ③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった（5ページ(3)ウ参照）。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要があると認める場合（経済的困窮等）は減免することができることとされていることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。

このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴取、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。

#### (4) 適正な事務の執行について

定期監査では、一部に例年同様の指摘が繰り返されており、また、市税、介護保険料等においては、賦課誤りなどのミスが発生している状況が見られた。これまで個々のミスを全庁的な問題として捉えていなかったこと、職員の認識が希薄で、自律的改善や所属内でのチェック体制が十分に機能していなかったことが一因である。

本市においても、それらの重要性を職員一人一人が再認識するとともに、実効性が発揮されるよう内部統制の充実に努められたい。

行政が担う事務は複雑・多様化し、更に事務処理に一層の正確さと迅速さが求められる中で、職員数の減少による負荷が増大するなど、業務におけるリスクの拡大が懸念されている。そのリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を担保する体制の整備を早急に進める必要がある。そのため、事務等の執行が法令に基づき適正に行われることを確保するためのチェック体制の強化とともに、不正や業務上のミスなどを未然に防止し、起こってしまった場合でも迅速かつ適切に対処できる体制の構築に全庁挙げて取り組まれたい。

なお、内部統制の強化等については、地方自治法の改正が予定されている。

#### (5) 登録外事業者との契約について

有資格者名簿に登録されていない事業者との契約については、契約の手引きに基づき契約課への合議が必要とされている。

担当課のみならず、契約課においても合議の意義を十分に踏まえ、契約規則等に基づき、登録外事業者との契約が可能かどうか十分チェックするなど、適正な事務に努められたい。

また、該当事案が複数確認されたことから、庁内への指導を徹底されたい。

#### (6) 週休日に勤務した場合の時間外勤務手当について

週休日に半日勤務したことによる振替日に勤務した場合の時間外勤務手当の過支給については、毎年度指摘となっている。振替を午後に指定した場合、午後の勤務時間（4.25時間）と振替時間（3.5時間）に差異が生じるため、振替時間は13時45分から17時15分までとするよう周知されていたが、職員の認識不足により振替時間を誤って入力することによるものである。

改めて周知を徹底し、各所属においては支給誤り、支給漏れのないよう勤務実績の確認に努めるとともに、職員課においてもチェック体制の確立に努められたい。

## 〔 行政監査の視点での監査について 〕

### 福祉政策課福祉監査室が行う社会福祉法人等に対する指導監査事務について

全国的に社会福祉施設での事故等の報道が多い現状において、利用者が安心して適正なサービスを受ける環境を確保するため、指導監督に関する事務の実施状況を検証することにより、適正かつ効果的な事務執行に資することを目的に監査を実施した。

福祉監査室が実施した指導監査での指摘事項については、同一法人等で複数年(複数回)にわたり同じ指摘をされているものが多数見受けられ、これに対して法人等から提出された是正改善状況報告書で改善済みと報告された事項についても、次年度に同様の指摘となっているものも見受けられたことから、是正改善状況の確認の在り方を検討する必要がある。

福祉監査室では、指摘事項に対する是正改善状況報告書の提出について、報告期限を定め、是正改善状況を記載し、関係資料を添付することとしている。また、是正改善に至っていないものについては是正改善予定時期を記載し、改善後速やかに関係書類の提出を求めている。しかし、実際に法人等から提出された是正改善状況報告書等を確認したところ、次の状況が見られた。

- ① 是正改善済みとされたものについて、改善状況を確認する関係書類が添付されていない場合でも、福祉監査室ではそのまま受理し、改善状況の確認を次回の指導監査まで行っていないもの
- ② 是正改善予定とされたものについて、その後に改善に関する書類が提出されたものはほとんどなく、改善状況の確認を次回の指導監査まで行っていないもの

是正改善事項の中には、利用者の安全にかかわる事項もあることから、是正改善報告書の受理に当たっては、改善状況の確認できる書類等の添付を徹底させるとともに、早急に是正改善が必要な事項については適時適切な確認と強力な指導を行われたい。

また、是正改善がなされず同じ指摘事項が複数年にわたり続いているものや指摘事項が多い法人等に対しては、事業の所管課とも連携しながら早期改善が図られるよう指導し、利用者が安心して適正なサービスを受ける環境が確保されるよう、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、指導監査結果の公表について、現在、ホームページで指導監査の概況（実施状況、指摘事項、指摘件数等）のみを公表しているが、利用者への情報提供、社会福祉法人等の健全な運営の促進及びサービスの質の向上の観点から、法人(施設)ごとの監査結果の公表について検討されたい。